

募集要領

1. 本要領の目的

この要領は、令和7年度佐賀県介護現場における介護テクノロジー定着支援事業費補助金（旧：佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金）の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）を募集し、補助金の交付対象候補者（以下「交付対象候補者」という。）を選定することを目的とします。

2. 交付希望者の範囲

佐賀県内の以下の介護サービス事業所・施設、養護老人ホーム及び軽費老人ホームを対象とします。（以下「介護事業所等」という。）

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所・施設
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

3. 申し込み方法

以下の(1)～(2)の書類を「4. 提出方法及び期限」により提出してください。

(1) 申込書（別紙）

(2) 導入する介護テクノロジーの内容及び金額が分かる資料（カタログ、見積書の写し等）

※申込書の「導入予定の事業所」欄の職員数については、介護業務支援の「介護ソフト」を導入する場合で、かつ、同ソフトのライセンス数が職員数によって変動する契約の場合のみ令和7年6月（実績）の職員数を記入してください。なお、記入いただいた職員数の確認資料として、補助金交付申請（本申請）の際に、厚生労働省が示す「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式）」により作成した勤務表の Excel データを提出いただきますので、ご承知おきください。

（標準様式） <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

4. 提出方法及び期限

【提出方法】

以下の web フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、「3. 申し込み方法」に記載する(1)申込書の Excel データ及び(2)必要資料（PDF データ）をアップロードして提出してください。

- ・ フォーム名：令和7年度佐賀県介護現場における介護テクノロジー定着支援事業費補助金申込フォーム
- ・ URL : <https://logoform.jp/form/jbBd/1135775>

【提出期限】

令和7年8月5日（火）

5. 交付対象者の選定方法

交付希望者から提出された申込書等を審査した上で、予算の範囲内において交付対象候補者を選定し、内示通知を行う予定です。

審査においては、以下の点等を考慮し、優先順位をつけて1次内示を行います。

- ・ 令和6年度に行った先進機器導入支援事業の要望調査（令和6年8月29日付け長寿第2009号）において回答されたもの
- ・ 過去に「佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金」又は「佐賀県職場環境整備のための介護先進機器導入支援事業費補助金」の交付を受けたことがないもの
- ・ 本募集への申込書の提出受付順

なお、1次内示で交付対象候補者として選定できなかった事業者についても、今後、国に当該補助金の財源である国庫補助金の追加協議を行うことを予定しており、国庫補助金の追加協議が承認された場合は、12月頃までに2次内示を行う予定としています。

6. 留意事項

- (1) 交付の対象経費、交付額の算定方法などの詳細は要綱（案）で確認してください。
- (2) 本募集に係る内示通知は、補助金の交付を確約するものではありません。
- (3) 1次内示後は「7. スケジュール（1次内示の予定）」に記載の手続が必要となります。

7. スケジュール（1次内示の予定）

時期	事業者	県
令和7年 8月5日（火）まで	① 本事業への希望申し込み ※ 上記3に定める書類一式を県へ提出	
8月下旬		② 交付対象候補者の選定
9月上旬		③ 内示通知の送付
9月中旬	④ 補助金の交付申請	
9月下旬		⑤ 補助金の交付決定
⑤補助金の交付決定後	⑥ 先進機器の導入	
⑥先進機器の導入後 12月末日まで	⑦ 実績報告書の提出	
⑦実績報告書の提出後		⑧ 実績報告書の審査 ⑨ 額の確定通知
⑨額の確定通知後	⑩ 補助金の交付請求	
令和8年3月末まで		⑪ 補助金支払い

※スケジュールは変更する可能性があります。